

統一的な子ども医療費助成制度の創設に向けた指定都市市長会要請（案）

国において、教育の分野の少子化対策の取組として、幼児教育・保育の無償化に踏み切った今、医療の分野においても、子ども医療費助成に係る統一的な制度の創設・実施を改めて要請するため、令和2年8月に、全ての指定都市で構成する「子ども医療費助成制度のあり方に関する研究会」を設置し、この中で、子ども医療費助成制度の課題を整理した上で、課題の解決方法について各都市が意見を出し合い、検討を行った。

その結果、国において創設する統一的な子ども医療費助成制度は、地方自治体の意見が反映され、地方自治体間で生じている差異をなくすような統一的な制度であることが望ましく、また、その制度の創設・実施のためには、子どもの医療費について、国と地方自治体とで協議の場を持ち、医療保険制度の給付割合を含む助成水準のあり方について検討し、子どもへの医療費助成制度の実現を目指す体制づくりが重要であるという認識を共有した。

すなわち、社会福祉や社会保障など、全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行われるべき事業を実施するための制度の創設については、国が主な役割を担うとしても、住民福祉の増進に資する行政サービスを実施する地方自治体も、その役割分担を踏まえ、共通の目標の達成に向けて、各々が自らの役割として、今何ができるのか、今後どのように進めるのかを共に議論し、連携できる場を確保したいと考えている。

その上で、統一的な子ども医療費助成制度の創設と実施に向けて、指定都市としては、国に対し一方的に要請するのではなく、制度のあるべき姿とその財源について目標を共有できるようにしていきたいと考えている。

については、国と地方自治体が協議の場を持ち、医療保険制度における子ども医療費助成制度のあるべき姿について共に議論した上で、国において、統一的な子ども医療費助成制度を創設されるよう、次のとおり要請する。

1 国と地方自治体が共同で検討を行う体制の構築

子どもの医療費について、国と地方自治体において、医療保険制度の給付割合を含む助成水準のあり方を共同で検討し、指針を示した上で、子どもへの医療費助成制度の必要性を共有すること。

その検討に際しては、子どもたちが、日本のどこに住んでも安心して医療が受けられるよう、また、必要な財源を確保し長期的に安定した制度設計となるよう、国と地方自治体が共同で検討を行う体制を構築すること。

2 子どもへの医療費助成に係る統一的な制度の創設

地方自治体が独自に実施している子ども医療費助成制度は、長年にわたる制度の拡充を経て制度の内容に大きな差が生じており、統一的な制度の創設と実施に向けた検討に当たっては、地方自治体における制度の運用実績等を分析・検討した上で、地方自治体の意見を反映させる必要がある。このため、国と地方自治体が子ども医療費助成制度のあるべき姿について共同で検討を行い、連携して統一的な制度の創設・実施を目指すこと。

3 国民健康保険の国庫負担金等の減額措置の廃止

子どもの医療費について、医療保険制度の給付割合を含む助成水準のあり方を十分に議論するとともに、国民健康保険の国庫負担金等の減額措置を廃止すること。

**令和3年5月　日
指 定 都 市 市 長 会**